

関 係 各 位

警察庁丁保発第177号  
令和元年12月20日  
警察庁生活安全局保安課長

技術上の規格解釈基準について（通知）

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条における技術上の規格のうち、別表第2から別表第5までの解釈基準については、「技術上の規格解釈基準」（平成29年12月14日付け警察庁丁保発第174号）により示していたところであるが、この度、別添のとおり改正し、令和2年1月6日より施行することとしたので、通知する。

なお、旧通知は、令和2年1月5日をもって廃止する。

## 技術上の規格解釈基準

## 第1 総論

- 1 「第2 各論」における解釈は、一の遊技機の種類についてのことであることが明らかである場合を除き、全ての遊技機の種類に該当する。
- 2 本解釈における禁止事項に抵触する遊技機の性能等が型式試験を行う遊技機に具備していると認められた場合には、当該遊技機の型式は技術上の規格に適合しないものとする。

なお、「第2 各論1「別表第二 技術上の規格における用語の意味」関係」の解釈における禁止事項に抵触する場合には、当該遊技機の型式は別表第三から別表第七までの該当する規定により技術上の規格に適合しないものとする。
- 3 本解釈における禁止事項に抵触する遊技機の型式が市場にて発見された場合には、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）第11条に基づいて当該遊技機の型式の検定を取り消す。

なお、「第2 各論1「別表第二 技術上の規格における用語の意味」関係」の解釈における禁止事項に抵触する場合には、別表第三から別表第七までの該当する条項により遊技機規則第11条に基づいて当該遊技機の型式の検定を取り消す。

## 第2 各論

## 1 「別表第二 技術上の規格における用語の意味」関係

## (1)イ

「遊技の結果に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある機能」とは、

- ・内部抽せんを行う機能
- ・内部抽せんの結果を主基板外に出力する機能
- ・入賞、再遊技、役物及び役物連続作動装置を作動させる機能
- ・回胴回転装置を制御する機能
- ・遊技球又は遊技メダルの貸出し、投入、発射及び払出しを行う機能
- ・普通図柄表示装置、特別図柄表示装置等に対して図柄の表示を行う機能  
(図柄表示装置に係る全ての制御は、主基板以外で行ってはならない。)
- ・別表第四(1)ホ(フ)又は(1)へ(ワ)で規定される「図柄表示装置を作動させることができる性能」を実現する装置に記憶された電磁的記録を表示する機能
- ・その他、遊技球又は遊技メダルの獲得に影響を与える機能

であると解する。

上記の機能の全部又は一部を有する基板は、主基板である。

「配線を相互に接続するための電子部品」は、ノイズの消去その他の配線を相互に接続する上で必要な機能を有する電子部品を含む（ただし、当該機能以外に機能を併せ持つものを除く。）ものである。

「配線を相互に接続するための電子部品」とは、コネクタ、ヒューズ、フォトカプラ、リレー、抵抗、バリスタ、ダイオード、フィルタのうち、当該電子部品の性能による信号の流入、流出の制御以外の動作のために使用されていないものであると解する。

「配線を相互に接続するための電子部品のみが装着されたもの」とは、遊技機端子板であると解する。

主基板のRWM（別表第三(3)ニに定めるRWMを除く。）が、記憶されている情報を停電等の突発事項により消失してしまう性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該RWMの当該性能が、別表第四(1)リ(イ)等、該当する規定に抵触する。

内部抽せんは、条件装置の作動等、遊技の結果に影響を及ぼすものである。

#### (1)ハ

「遊技メダル又は遊技球を貸し出すための信号」は、遊技メダル等を貸し出しすることが可能であるか否かの信号及び遊技球等貸出装置に挿入されているカードの残り度数を遊技機上に表示するための信号を含むものである。

遊技機が、遊技球等貸出装置接続端子板に遊技球等貸出装置（いわゆる「CRユニット」等）を接続していなければ遊技を行うことができない性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものでないと解するため、当該遊技機の当該性能は、別表第四(1)リ(イ)等、該当する規定に抵触しない。

本基板が遊技メダル等を貸し出す操作を行うスイッチ等を搭載した副基板に直接接続されることは、差し支えない。

#### (1)ニ

「周辺基板」とは、イにより、遊技の結果に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある機能が設けられていないものであると解する。

「周辺基板」とは、内部抽せんの当せん時に当該内部抽せんに係る図柄の組合せを表示させないことを意図する演出等、主基板からの信号に反する演出を行う機能又は内部抽せんの結果や条件装置の作動の有無にかかわらず入賞等に係る図柄の組合せを発生させることを可能とする機能等、遊技の結果に影響を及ぼす機能が設けられていないものであると解する。

「配線を相互に接続するための電子部品」は、ノイズの消去その他の配線を相互に接続する上で必要な機能を有する電子部品を含む（ただし、当該機能以外に機能を併せ持つものを除く。）ものである。

「配線を相互に接続するための電子部品」とは、コネクタ、ヒューズ、フォトカプラ、リレー、抵抗、バリスタ、ダイオード、フィルタのうち、当該電子部品の性能に

よる信号の流入、流出の制御以外の動作のために使用されていないものであると解する。

(1) ホ

「配線を相互に接続するための電子部品」は、ノイズの消去その他の配線を相互に接続する上で必要な機能を有する電子部品を含む（ただし、当該機能以外に機能を併せ持つものを除く。）ものである。

「配線を相互に接続するための電子部品」とは、コネクタ、ヒューズ、フォトカプラー、リレー、抵抗、バリスタ、ダイオード、フィルタのうち、当該電子部品の性能による信号の流入、流出の制御以外の動作のために使用されていないものであると解する。

(1) ヘ

「外部端子板」とは、遊技機端子板のうち、遊技球等貸出装置接続端子板及び中継端子板を除くものであると解する。

遊技の結果に影響を及ぼさない信号が外部端子板から遊技機外の装置に送信されることは、差し支えない。

(1) チ

「配線を相互に接続するための電子部品」は、ノイズの消去その他の配線を相互に接続する上で必要な機能を有する電子部品を含む（ただし、当該機能以外に機能を併せ持つものを除く。）ものである。

「配線を相互に接続するための電子部品」とは、コネクタ、ヒューズ、フォトカプラー、リレー、抵抗、バリスタ、ダイオード、フィルタのうち、当該電子部品の性能による信号の流入、流出の制御以外の動作のために使用されていないものであると解する。

(1) リ

遊技盤の板に備えられていない「くぎ状のもの」は、別表第四(2)ハ(イ)により、遊技くぎでない。

(1) ヌ

遊技盤の板に備えられていない「羽根車状のもの」は、別表第四(2)ハ(イ)により、風車でない。

(1) カ

「投入」とは、遊技者が遊技メダルを遊技機内部に入れることであると解する（「再遊技」以降の「投入」とは意味が違う点について留意のこと。）。

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

(1) ヨ

遊技者が遊技メダルを遊技機内部に入れることができる構造を持つ遊技機は、遊技メダルの貸出若しくは入賞による獲得又は遊技メダルを遊技の用に供することを電磁的方法のみにより行う遊技機ではないため、当該遊技機には、遊技メダル数表示装置を設けることはできないものと解する。

(1) タ

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

設定変更装置が、間接的な操作、遊技の結果又は偶然その他の作用により作動することを可能とする性能を持つものである場合には、「遊技者が操作することができ」る性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、別表第四(2)ヌ(ハ)又は別表第五(2)ト(ハ)に抵触する。

設定変更装置が、設定を切り替え中であることを遊技機外部から認識できない性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、別表第四(1)リ(イ)又は別表第五(1)ヌ(イ)に抵触する。

(2) イ

第一種非電動役物の作動とは、遊技球が第一種非電動役物が作動することとなる入賞口に入賞した後、当該入賞口が拡大を開始した時から、当該第一種非電動役物に係る入賞口が拡大している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

遊技機が、第一種非電動役物と第二種非電動役物の両方の性能を持っているという性能を持つ装置を設けている場合には、第一種非電動役物又は第二種非電動役物のいずれにも該当しない入賞を容易にするための特別の装置を設けていると解するため、当該遊技機の当該性能は、別表第四(1)リ(ニ)に抵触する。

(2) ロ

当該数値は、設計値である。

役物が、入賞口に係る最大入賞数をあらかじめ一の値に定めていない場合には、最大入賞数を定めていないと解するため、当該役物の最大入賞数を定めていない性能は、別表第四(1)ハ(イ)等、該当する規定に抵触する。

(2) ハ

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

遊技機が、第二種非電動役物と第一種非電動役物の両方の性能を持っているという性能を持つ装置を設けている場合には、第二種非電動役物又は第一種非電動役物のいずれにも該当しない入賞を容易にするための特別の装置を設けていると解するため、当該遊技機の当該性能は、別表第四(1)リ(ニ)に抵触する。

第二種非電動役物の作動とは、遊技球が、第二種非電動役物が作動することとなる特定の入賞口に入賞し、又は特定のゲートを通過した後、当該第二種非電動役物に係る入賞口が開放等を開始した時から、当該第二種非電動役物に係る入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

(2)ニ

本規定における「役物」とは、トにより、特別電動役物のみであると解する。

(2)ホ

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

普通電動役物の作動とは、遊技球が、普通電動役物が作動することとなる特定の入賞口に入賞し、若しくは特定のゲートを通過し、又は普通図柄表示装置上に当該普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された後、当該普通電動役物に係る入賞口が開放等を開始した時から、当該普通電動役物に係る入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までのことをいう。

普通電動役物が、入賞口内のゲートの通過により作動する性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない普通電動役物の作動に係る性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、別表第四(1)リ(イ)に抵触する。

(2)へ

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

演出用の図柄が図柄の組合せの表示と時間的に同調して表示されることは、差し支えない。ただし、演出用の図柄が図柄の組合せを明確に表示することを阻害する場合又は1回の内部抽せんで複数の内部抽せんが行われたかのような演出を行う場合は、遊技機が「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、別表第四(1)リ(イ)に抵触する。

(2)チ

「役物連続作動装置」は、別表第四(1)リ(ト)の「役物の作動を容易にするための特別の装置」である。

(2)リ

「遊技球（役物連続作動装置が作動している時にその入口が開き、又は拡大した大入賞口に入賞したものを除く。）が大入賞口内の特定の領域を通過した場合に作動するもの」とは、役物連続作動装置の一の作動の終了時に、既に入賞し、かつ大入賞口

内の特定の領域を通過するか否か判明していない状態の遊技球が、次回以降の役物連続作動装置の作動契機となつてはならないということであると解する。

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

(2)ヌ

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

演出用の図柄が図柄の組合せの表示と時間的に同調して表示されることは、差し支えない。ただし、演出用の図柄が図柄の組合せを明確に表示することを阻害する場合又は1回の内部抽せんで複数の内部抽せんが行われたかのような演出を行う場合には、遊技機が「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、別表第四(1)リ(イ)に抵触する。

(2)ル

「あらかじめ定められた一の特別電動役物」、「あらかじめ定められた一の特別図柄表示装置」とは、一の始動口への入賞により作動する、一の特別電動役物又は特別図柄表示装置が、遊技機の特性として事前に定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

なお、一の特別電動役物及び一の特別図柄表示装置を作動させることとなる始動口が複数定められていることは、差し支えない。

(2)ヲ

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

「作動確率」が設定される遊技機は、リにより、役物連続作動装置を有し、かつ特別図柄表示装置に特定の図柄の組合せが表示されることによって役物連続作動装置が作動する性能を持つ遊技機のみである。

(2)ワ

「設定」は、別表第四(1)リ(ニ)及び(ト)に抵触しないものである。

「設定」を変更することにより作動確率以外の遊技機の性能が変動する場合には、技術上の規格に定められていない遊技機が誰かの調整により遊技機の性能を変動させることを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、別表第四(1)リ(イ)に抵触する。

(2)カ

遊技盤上の装置が、役物に係る入賞口に向けて遊技球を落下させることを可能にするものである場合には、「役物の作動を容易にするための特別の装置」とであると解するため、当該装置の落下させる性能は、別表第四(1)リ(ト)に抵触する。

(2) タ

受け皿を有する遊技機は、遊技者が遊技球に触れることができない構造を有する遊技機ではないため、当該遊技機には、遊技球数表示装置を設けることはできないものと解する。

(3) イ

「投入」とは、遊技者が遊技メダル等を遊技機内部に入れること及び貯留装置又は遊技メダル数表示装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダル等を遊技の用に供する一連の動作のことであると解する（「貯留装置」における「投入」と意味が違う点について留意のこと。）。

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

(3) ロ

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

(3) ハ

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

(3) ニ

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

遊技機が、入賞、再遊技、普通役物の作動、第一種特別役物の作動、第二種特別役物の作動、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動及び第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る図柄の組合せを互いに素にしている場合には、ホの規定にかかわらず内部抽せんに当せんせずに図柄の組合せを表示することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、別表第五(1)ロ(ニ)等、該当する規定に抵触する。

(3) ホ

「当せんした場合に作動」とは、当せんした場合には直ちに作動を開始するものであると解する。

条件装置が、他の規定で「作動するものでない」と定められている場合には、事前に当該条件装置の作動確率が0になっていることが必要であると解するため、当該場



合において当該条件装置の作動確率が0になっていない場合には、当該条件装置の作動確率を0にしない性能は、別表第五(1)ホ(ト)等、該当する規定に抵触する。

条件装置が、「内部抽せん」に当せんした場合以外（第二種特別役物が作動している場合を除く。）で作動し、入賞、再遊技、役物の作動又は役物連続作動装置の作動に係る図柄の組合せを表示することを可能とする性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該条件装置の当該性能は、別表第五(1)ヌ(イ)に抵触する。

(3)へ

「投入」とは、遊技者が遊技メダル等を遊技機内部に入れること及び貯留装置又は遊技メダル数表示装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダル等を遊技の用に供する一連の動作のことであると解する（「貯留装置」における「投入」と意味が違う点について留意のこと。）。

「設定」は、別表第五(1)ヌ(ロ)及び(ハ)に抵触しないものである。

(3)ト

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特性として決定されている事項であると解する。

(3)チ

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特性として決定されている事項であると解する。

(3)リ

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

(3)ヌ

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特性として決定されている事項であると解する。

「内部抽せんの結果にかかわらず入賞に係る条件装置を作動させる」とは、ホの例外規定であると解する。

(3)ヲ

「投入」とは、遊技者が遊技メダル等を遊技機内部に入れること及び貯留装置又は遊技メダル数表示装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダル等を遊技の用に供する一連の動作のことであると解する（「貯留装置」における「投入」と意味が違う点について留意のこと。）。

## 2 「別表第三 不正な改造その他の変更を防止するための遊技機の構造に係る技術上の規格」関係

### (1)イ(イ)

「板面に印刷された配線以外の配線」とは、基板内に埋め込まれ表面から直接視認できない配線や、いわゆる「0 オーム抵抗」など直接視認できるが基板の性能把握を困難にする配線であると解する。

### (1)イ(ロ)

「副基板の見通しを妨げない」とは、基板上に部品が隠ぺいできない状態であると解する。

主基板が、コネクタ、スイッチ、フォトインタラプタ等（以下「コネクタ等」という。）を基板の両面に設けている場合には、電子部品であるコネクタ等を両面に設けていると解するため、当該基板のコネクタ等を両面に設けている構造は、本規定に抵触する。

### (1)イ(ハ)

「密封」とは、ケース外部から内部へ何らかの作用を及ぼすことが著しく困難な状態であると解する。よって、コネクタの接続口や放熱用の空気穴の存在を否定するものではないが、当該口や穴の大きさがケース外部から内部へ何らかの作用を及ぼすことを可能とするものである場合には、当該ケースが、密封されていない構造を持つものであると解するため、当該ケースの当該構造は、本規定に抵触する。

「こん跡が残るもの」とは、開封したことが一目瞭然で認識できることであると解する。また、当該ケースが汎用品を使用する等、容易な偽造及び変造を可能とする構造を持つものである場合には、本規定が当該ケースの偽造、変造等の不正改造を防止する手段を規定していると解するため、当該ケースの当該構造は、本規定に抵触する。

一の主基板ケースが複数の主基板を収めることは、差し支えない。ただし、当該ケースが、一の主基板の見通しを他の基板により妨げている構造を持つものである場合には、主基板の両面を見通すことを可能としない構造を持つものであると解するため、当該ケースの当該構造は、(3)へに抵触する。

### (1)イ(ニ)

「遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがないものであり、記憶された情報（プログラムを含む。以下この表において同じ。）の内容を変更せずに主基板に装着される電子部品の検査を行うことのみで供するもの」とは、いわゆる「ロムチェッカ」であると解する。

検査のための装置が記憶された情報を何らかの方法で変更してしまう性能を持つもの（試験後に記憶を初期状態に戻すものを含む。）である場合には、本規定のただし書き以下には含まれない性能を持つものであると解するため、主基板が当該装置の接

続を可能とする構造を持つものである場合には、当該主基板の当該構造は、本規定に抵触する。

(1)イ(ホ)

主基板が、周辺基板が発する信号を受信することを可能とする性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない主基板に係る性能を持つものであると解するため、当該主基板の当該性能は、本規定に抵触する。

周辺基板による遊技機の何らかの動作は、周辺基板が発する信号であることから、主基板が、周辺基板による遊技機の何らかの動作の感知を可能とする性能を持つものである場合には、周辺基板が発する信号を受信することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該主基板の当該性能は、本規定に抵触する。

(1)イ(ハ)

「遊技の結果に影響を及ぼすおそれのある信号」についての解釈は、別表第二(1)イの解釈にある「遊技の結果に影響を及ぼすおそれのある機能」の解釈における「機能」を「信号」に読み替えたものとする。ただし、

- ・入賞、再遊技、役物及び役物連続作動装置を作動させたという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号
- ・遊技球又は遊技メダルの貸出しを行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板を通じて遊技機外に送信する信号及び投入、発射及び払出しを行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号
- ・図柄の表示を行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号

を除く。

(1)イ(ト)

「印刷」とは、容易に消去及び改ざんできるものでないものであると解する。

「遊技機の製造業者又は輸入業者」とは、当該基板を搭載した型式の遊技機を製造又は輸入している業者のみであると解する。

異なる部品配置又は回路構成を持つ基板における「番号、記号その他の符号」は、異なるものである。基板が、異なる部品配置及び回路構成を持つ他の基板の「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものである場合には、他の製造業者等の遊技機に搭載されたものであっても特定ができない「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものであると解するため、当該基板の当該構造は、本規定に抵触する。

(1)ロ

「印刷」とは、容易に消去及び改ざんできるものでないものであると解する。

異なる部品配置、回路構成を持つ基板における「番号、記号その他の符号」は、異

なるものである。基板が、異なる部品配置及び回路構成を持つ他の基板の「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものである場合には、他の製造業者等の遊技機に搭載されたものであっても特定ができない「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものであると解するため、当該基板の当該構造は、本規定に抵触する。

(1)ハ(イ)

「板面に印刷された配線以外の配線」とは、基板内に埋め込まれ表面から直接視認できない配線や、いわゆる「0オーム抵抗」など直接視認できるが基板の性能把握を困難にする配線であると解する。

(1)ハ(ロ)

中継端子板が、コネクタ等を基板の両面に設けている場合には、電子部品であるコネクタ等を両面に設けていると解するため、当該基板のコネクタ等を両面に設けている構造は、本規定に抵触する。

(1)ハ(ハ)

「印刷」とは、容易に消去及び改ざんできるものでないものであると解する。

異なる部品配置又は回路構成を持つ基板における「番号、記号その他の符号」は、異なるものである。基板が、異なる部品配置及び回路構成を持つ他の基板の「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものである場合には、他の製造業者等の遊技機に搭載されたものであっても特定ができない「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものであると解するため、当該基板の当該構造は、本規定に抵触する。

(1)ニ(イ)

「板面に印刷された配線以外の配線」とは、基板内に埋め込まれ表面から直接視認できない配線や、いわゆる「0オーム抵抗」など直接視認できるが基板の性能把握を困難にする配線であると解する。

(1)ニ(ロ)

外部端子板が、コネクタ等を基板の両面に設けている場合には、電子部品であるコネクタ等を両面に設けていると解するため、当該基板のコネクタ等を両面に設けている構造は、本規定に抵触する。

(1)ニ(ハ)

「容易に取り外すことができること」とは、専門知識を必要とせず、ドライバー等の一般的な工具を用いて簡便かつ短時間に取り外すことができることであると解する。

(1)ニ(ホ)

「遊技の結果に影響を及ぼすおそれのある信号」についての解釈は、別表第二(1)イの解釈にある「遊技の結果に影響を及ぼすおそれのある機能」の解釈における「機能」を「信号」に読み替えたものとする。ただし、

- ・入賞、再遊技、役物及び役物連続作動装置を作動させたという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号
- ・遊技球又は遊技メダルの貸出しを行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板を通じて遊技機外に送信する信号及び投入、発射及び払出しを行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号
- ・図柄の表示を行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号

を除く。

(1)ニ(ハ)

「印刷」とは、容易に消去及び改ざんできるものでないものであると解する。

異なる部品配置又は回路構成を持つ基板における「番号、記号その他の符号」は、異なるものである。基板が、異なる部品配置及び回路構成を持つ他の基板の「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものである場合には、他の製造業者等の遊技機に搭載されたものであっても特定ができない「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものであると解するため、当該基板の当該構造は、本規定に抵触する。

(1)ホ(イ)

「板面に印刷された配線以外の配線」とは、基板内に埋め込まれ表面から直接視認できない配線や、いわゆる「0オーム抵抗」など直接視認できるが基板の性能把握を困難にする配線であると解する。

(1)ホ(ロ)

遊技球等貸出装置接続端子板が、コネクタ等を基板の両面に設けている場合には、電子部品であるコネクタ等を両面に設けていると解するため、当該基板のコネクタ等を両面に設けている構造は、本規定に抵触する。

(1)ホ(ハ)

「容易に取り外すことができること」とは、専門知識を必要とせず、ドライバー等の一般的な工具を用いて簡便かつ短時間に取り外すことができることであると解する。

(1)ホ(ホ)

「遊技の結果に影響を及ぼすおそれのある信号」についての解釈は、別表第二(1)

イの解釈にある「遊技の結果に影響を及ぼすおそれのある機能」の解釈における「機能」を「信号」に読み替えたものとする。ただし、

- ・入賞、再遊技、役物及び役物連続作動装置を作動させたという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号
- ・遊技球又は遊技メダルの貸出しを行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板を通じて遊技機外に送信する信号並びに投入、発射及び払出しを行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号
- ・図柄の表示を行ったという結果を遊技球等貸出装置接続端子板又は外部端子板を通じて遊技機外に送信する信号

を除く。

#### (1) ホ(ハ)

「印刷」とは、容易に消去及び改ざんできるものでないものであると解する。

異なる部品配置又は回路構成を持つ基板における「番号、記号その他の符号」は、異なるものである。基板が、異なる部品配置及び回路構成を持つ他の基板の「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものである場合には、他の製造業者等の遊技機に搭載されたものであっても特定ができない「番号、記号その他の符号」が付されている構造を持つものであると解するため、当該基板の当該構造は、本規定に抵触する。

#### (2) イ(イ)

「記憶された情報の内容を出力することができるものであること。」とは、ロムに記憶された情報の内容について、ロムの製造業者が作成するロム内の情報の内容を出力させるための装置において特殊な操作を経ることなしに出力できることであると解する。

#### (2) ハ(ニ)

内部抽せんは、条件装置の作動等、遊技の結果に影響を及ぼすものである。

出現する乱数値に偏りが出る仕組みは、「当せんする機会を容易に推定することができる仕組み」であると解する。よって、内部抽せんが、周期が1回の遊技の結果が得られるまでの間において終了しない仕組みである等出現する乱数値に偏りが出る仕組みである場合には、当該内部抽せんの偏りが出る仕組みは、本規定に抵触する。

#### (3) イ

「板面の見通しを妨げない構造」とは、当該部位に部品を隠ぺいできない構造であると解する。

#### (3) ロ

「板面の見通しを妨げない方法」とは、当該部位に部品を隠ぺいできない方法であ

ると解する。

そのため、いわゆる「チップ部品」について、当該部品を特定するために表示された番号、記号その他の符号を装着した状態で判別できるように装着することは、本規定に抵触しない。

(3) ホ

一の主基板が、他の基板や部品を取り外すことで初めて見通すことを可能とする構造である場合には、「容易に見通すことができない」構造であると解するため、当該主基板の当該構造は、本規定に抵触する。

(3) ヘ

本規定は、遊技機に取り付けられていない状態における主基板ケースについて、常時満たす条件が定められているものである。

(3) ヌ

いわゆる「ハーネス」同士が接続されている構造である場合には、遊技機が不要なハーネスを設けていると解するため、当該遊技機の当該構造は、本規定に抵触する。

基板が、空き端子及び空きコネクタを設けている場合には、不要な端子及びコネクタを設けていると解するため、当該基板の空き端子及び空きコネクタを設けている構造は、本規定に抵触する。

### 3 「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」関係

(1) イ (イ)

「一個ずつ発射することができるものである」とは、遊技球を1個ずつ発射できるための性能を有することであると解する。

(1) イ (ロ)

「一分間」とは、一切の延長のない1分間をいうものであると解する。

本規定は、遊技機の稼働中における発射性能について、常時満たす条件が定められていることから、発射装置が、任意の連続する1分間において100個を超える遊技球を発射する性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない遊技球の発射を行うことを可能とする性能を持つものであると解するため、当該発射装置の当該性能は、本規定に抵触する。

発射装置が任意の連続する1分間において正に100個の遊技球を発射する場合には、本規定に抵触しない。

(1) イ (ハ)

「十時間」とは、一切の延長のない10時間をいうものであると解する。

本規定は、遊技機の稼働中における遊技球を発射させる速度についても、常時満た

す条件が定められているものであることから、発射装置が、遊技球を発射させる速度を遊技者の意図によらず役物等の状態等を契機として変動させる性能を持つものである場合には、遊技球を発射させる速度について不変としない性能を持つものであると解するため、当該発射装置の当該性能は、本規定に抵触する。

(1) イ(ニ)

「十時間」とは、一切の延長のない10時間をいうものであると解する。

「遊技盤上の遊技球の位置を確認・・することができるもの」とは、発射された遊技球の位置を目視により常に（構造物に係る部分も含めて）確認できることであると解する（ただし、遊技球が入賞口に入賞するなどにより、当該遊技球がその後遊技の結果に影響を与えないことが明らかである場合には、この限りでない。）。

遊技盤上の構造物が、透明、半透明又はスリット等を設けることにより遊技球の位置を常時目視することを可能とする構造を持つものである場合には、遊技球の位置を確認することを可能とする構造を持つものであると解するため、当該構造物の当該構造は、本規定に抵触しない。

「遊技盤上の遊技球の位置を・・調整することができるもの」とは、遊技者が発射装置を操作することにより、任意に遊技球の着地点を変更できることであると解する。

発射装置が、振動する性能を持つものである場合には、遊技球の位置を調整することができなくなる性能を持つものであると解するため、当該発射装置の当該性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(イ)

一の入賞口への入賞により獲得される遊技球の数があらかじめ定められた一の値でない場合には、遊技機が入賞により獲得される遊技球の数を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。ただし、遊技メダル等払出装置が、1個の遊技球の入賞に対する払出中に停電等の突発事項により障害があったときに改めて当該入賞に対する遊技球の払出しを行う性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものでないとして解するため、当該装置の当該払出しを行う性能は、本規定に抵触しない。

(1) ロ(ロ)

遊技球の獲得が入賞口への入賞以外でなされる場合には、遊技機が技術上の規格に定められていない遊技球の獲得に係る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(ハ)

「設定」とは、別表第二(2)ワにいうものであると解する。



「一時間」とは、一切の延長のない1時間をいうものであると解する。

試験結果が正に3分の1倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

試験結果が正に2.2倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

本規定の試験結果とは、型式試験の申請者が申請時に提出した状態の遊技機を使用し、最も多数の遊技球の獲得が見込まれる発射速度及び発射強度により行った結果であると解する。

(1) ロ(ニ)

「設定」とは、別表第二(2)ワにいうものであると解する。

「四時間」とは、一切の延長のない4時間をいうものであると解する。

試験結果が正に5分の2倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

試験結果が正に1.5倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

本規定の試験結果とは、型式試験の申請者が申請時に提出した状態の遊技機を使用し、最も多数の遊技球の獲得が見込まれる発射速度及び発射強度により行った結果であると解する。

(1) ロ(ホ)

「設定」とは、別表第二(2)ワにいうものであると解する。

「十時間」とは、一切の延長のない10時間をいうものであると解する。

試験結果が正に0.5倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

試験結果が正に3分の4倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

本規定の試験結果とは、型式試験の申請者が申請時に提出した状態の遊技機を使用し、最も多数の遊技球の獲得が見込まれる発射速度及び発射強度により行った結果であると解する。

(1) ロ(ハ)

「設定」とは、別表第二(2)ワにいうものであると解する。

「十時間」とは、一切の延長のない10時間をいうものであると解する。

「役物の作動によるもの」とは、役物の作動によって入賞が容易になった入賞口への入賞により獲得した遊技球の数のことであると解する。

「役物が連続して作動する場合」とは、役物連続作動装置が作動する場合であると解する。

試験結果が正に7割及び6割である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触しない。

(1)ハ(イ)

第一種非電動役物が、その作動契機が発生した時に直ちに作動しない場合には、役物の作動に係る時間を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

役物の全部又は一部に何らかの電氣的動力を使用している役物は、本役物でない。

本役物が作動したことにより拡大した入賞口が本役物の1回の作動につき最大入賞数の遊技球が入賞した時に直ちに拡大状態を終了しない場合には、本役物が最大入賞数を超える遊技球が入賞することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技球が、本役物が作動したことにより拡大した入賞口に、最大入賞数目の遊技球と当該遊技球とは別の遊技球が同時に入賞した時に、当該役物が1回作動を終了し、再び作動することは、差し支えない。ただし、本役物が、役物に係る入賞口の閉じ方がゆっくりである等、当該作動形態を意図的に作り出している場合には、最大入賞数を超える遊技球が入賞することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

第一種非電動役物が作動している時に入賞により獲得された遊技球は、役物比率に含まれる遊技球である。

(1)ニ(イ)

第二種非電動役物が、その作動契機が発生した時に直ちに作動しない場合には、役物の作動に係る時間を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

役物の全部又は一部に何らかの電氣的動力を使用している役物は、本役物でない。

本役物が作動したことにより開放等した入賞口が本役物の1回の作動につき最大入賞数の遊技球が入賞した時に直ちに開放等状態を終了しない場合には、本役物が最大入賞数を超える遊技球が入賞することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技球が、本役物が作動したことにより開放等した入賞口に、最大入賞数目の遊技球と当該遊技球とは別の遊技球が同時に入賞することは、差し支えない。ただし、本役物が、役物に係る入賞口の閉じ方がゆっくりである等、当該作動形態を意図的に作り出している場合には、最大入賞数を超える遊技球が入賞することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

第二種非電動役物が役物の作動により開放等する入賞口に入賞することにより作動することは、差し支えない。

(1)ニ(ロ)

第二種非電動役物が第二種非電動役物を作動させる入賞口を介して、終点なく連続

して結合している構造は、「すべての第二種非電動役物に係る最大入賞数の合計」を算出できない構造である。

「最大入賞数の合計」とは、一の第二種非電動役物（A、最大入賞数を  $x$  とする。）の作動中、Aによってその入口が開放等した入賞口を別の役物が作動するための入賞口として作動する他の第二種非電動役物（B、最大入賞数を  $y$  とする。）が存在し、Bによってその入口が開放等した入賞口への最大入賞数分の入賞が行われBの作動が終了した後、なお入口が開放等したままのAに係る入賞口への入賞により、再びBが作動するという動作により、一の第二種非電動役物が作動したままの状態では他の第二種非電動役物を複数回作動させることを可能とする性能を持つ遊技機における最大入賞数については、これら複数の第二種非電動役物の全ての組合せによって可能となる最大入賞可能数（ $x + x \times y$ ）を最大入賞数の合計であると解する。Bが複数ある遊技機についても、同様の考えにより算出された数が最大入賞数の合計であると解する。

(1) ホ(イ)

普通電動役物が役物の作動により開放等する入賞口に入賞することにより作動することは、差し支えない。

普通電動役物と当該普通電動役物の作動により開放等する入賞口との関係が一对一でない又は変更することが可能である場合には、遊技機が、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

(1) ホ(ロ)

「通じて」とは、普通電動役物の1回の作動により入賞口の開放等が1回行われる場合にあつては当該開放等の時間を、開放等が複数回繰り返される場合にあつては当該開放等の時間の合計をいうものであると解する。

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

普通電動役物が、その作動契機が発生した時に直ちに作動しない場合には、役物の作動に係る時間を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

本役物が作動したことにより開放等した入賞口が本役物の1回の作動につき最大入賞数の遊技球が入賞した時に直ちに開放等状態を終了しない場合には、本役物が最大入賞数を超える遊技球が入賞することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技球が、本役物が作動したことにより開放等した入賞口に、最大入賞数目の遊技球と当該遊技球とは別の遊技球が同時に入賞することは、差し支えない。ただし、本役物が、役物に係る入賞口の閉じ方がゆっくりである等、当該作動形態を意図的に作り出している場合には、最大入賞数を超える遊技球が入賞することを可能とする性能

を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、普通電動役物に係る入賞口の開放等の時間、開放等までの時間、開放等の回数及び普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率を入賞が容易となるように変動させる（入賞が容易となるように維持させることを含む。以下この項について同じ。）場合には、以下のいずれかの性能である限り、当該遊技機の当該性能は、リ(ロ)に抵触しない。

- a 役物連続作動装置の作動終了時を契機として変動するものであって、当該変動が、条件装置の作動確率が高い値となっている間又はあらかじめ定められた回数の条件装置の作動に係る抽せんを行うまでの間に限られているもの（変動している間に獲得された遊技球数を発射された遊技球数で割った値が、1を超えないものに限る。）
- b 条件装置の作動確率が低い値となっている間に、条件装置の作動に係る抽せんの結果につき、設定ごとにあらかじめ定められた回数連続して（1/MLの2.5倍以上3.0倍以下の回数に限る。）条件装置が作動しなかったことを契機として変動するものであって、当該変動が、あらかじめ定められた回数の条件装置の作動に係る抽せんを行うまでの間に限られているもの（変動している間に獲得された遊技球数を発射された遊技球数で割った値が、1を超えないものに限る。）
- c 条件装置の作動確率が低い値となっている間に、特別図柄表示装置にあらかじめ定められた図柄の組合せ（条件装置及び特別電動役物を作動させることとなる図柄の組合せを除く。）が表示されたことを契機として変動するものであって、当該変動が、あらかじめ定められた回数の条件装置の作動に係る抽せんを行うまでの間に限られているもの（変動している間に獲得された遊技球数を発射された遊技球数で割った値が、1を超えないものに限る。）

普通電動役物が、普通電動役物を作動させる入賞口を介して、終点なく連続して結合している構造は、「役物の作動を容易にするための特別の装置」である。

#### (1) ホ(ニ)

普通図柄表示装置と当該普通図柄表示装置の作動により作動する普通電動役物との関係が一对一でない又は変更することが可能である場合には、遊技機が役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

#### (1) ホ(ホ)

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

#### (1) ホ(ハ)

「普通電動役物が作動している間」とは、遊技球が、普通電動役物が作動することとなる特定の入賞口に入賞し、若しくは特定のゲートを通過し、又は普通図柄表示装置上に当該普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された後（表示さ

れた時は含まない。)、当該普通電動役物に係る入賞口が開放等を開始した時から、当該普通電動役物に係る入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

遊技機が、「普通電動役物が作動している間」の後に当該作動が終了したことを確認することを可能としない性能を持つ場合には、開放等の時間が「あらかじめ定められたもの」でないと解するため、当該遊技機の当該性能は、(ロ)に抵触する。

普通図柄表示装置が、一の普通電動役物が作動している間に作動する場合には、技術上の規格に定められていない普通図柄表示装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、普通図柄表示装置を複数設け、かつ、一の普通図柄表示装置に一の普通電動役物を作動させることとなる図柄の組合せが表示された時から当該普通電動役物の作動が終了する時までの間、別の普通図柄表示装置に対して、

- ・普通電動役物を作動させることとならない図柄で停止し、かつ、そのままの状態  
で表示を継続する
- ・あらかじめ定められた変動時間の計測を中断した上で、図柄を停止させない  
という制御を行わない場合には、普通電動役物が作動している間に普通図柄表示装置  
が作動していると解するため、当該遊技機の制御を行わない性能は、本規定に抵触す  
る。

#### (1) ホ(ト)

「役物連続作動装置の作動が終了したとき」とは、役物連続作動装置に係る特別電動役物に係る大入賞口が連続して開放等している状態を経て、当該状態が終了するときをいう。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

#### (1) ホ(チ)

「普通図柄表示装置の作動が終了する時」とは、普通図柄表示装置上の図柄の組合せの変動が継続している状態を経て、当該変動が終了する時のことをいう。

「普通電動役物の作動が終了した後」とは、普通電動役物に係る入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時の後のことをいう。

「普通図柄表示装置の作動」とは、遊技球が、普通図柄表示装置が作動することとなる特定の入賞口に入賞し、若しくは特定のゲートを通過し、又は本規定の「当該四個を超える数の遊技球のうち最初の四個の遊技球」の効果による当該普通図柄表示装置への作用の後、当該普通図柄表示装置上の図柄の組合せが変動を開始した時から、当該変動が継続している状態を経て、当該変動が終了する時までをいう。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

#### (1) ホ(リ)

「普通図柄表示装置に図柄の組合せが表示される時」は、「普通図柄表示装置の作動が終了する時」である。

遊技機が、図柄の組合せが表示されていることを確認することを可能としない性能を持つ場合には、普通図柄表示装置に図柄の組合せが表示される時までの時間が「あらかじめ定められたもの」でないと解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

役物の作動等により入賞口に入賞し、又はゲートを通過した時（普通図柄表示装置が作動することとなる場合に限る。）から普通図柄表示装置に図柄の組合せが表示される時までの時間をあらかじめ定めることが困難な場合に限り、当該時間が、当該遊技機によって普通図柄表示装置が作動を開始した時から作動を終了する時までの時間であるとするのは、差し支えない。

(ロ)及び(ハ)の解釈に定める場合を除き、遊技機が、普通図柄表示装置が作動した後に当該作動における図柄の組合せが表示されるまでの時間を変動させる性能を持つものである場合には、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

#### (1)へ(イ)

特別電動役物又は特別図柄表示装置が役物の作動により開放等する入賞口に入賞することにより作動することは、差し支えない。

特別図柄表示装置と当該特別図柄表示装置に係る演出のための装置との関係が対○若しくは対一でない又は変更することが可能である場合には、遊技機が特別電動役物等の作動状態を確認することを阻害している性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

#### (1)へ(ロ)

「役物連続作動装置が作動している場合」とは、ト(ハ)に掲げる作動契機が発生した後（発生した時は含まない。）、当該役物連続作動装置に係る特別電動役物に係る大入賞口が開放等を開始した時から、当該役物連続作動装置に係る特別電動役物に係る大入賞口が連続して開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

「条件装置の作動」とは、特別図柄表示装置上に当該条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示され、又は遊技球が役物連続作動装置が作動していないときに開放等する大入賞口内の特定の領域を通過した時から、当該役物連続作動装置に係る特別電動役物に係る大入賞口が連続して開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

「特定の」とは、一の遊技機の特長として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

役物連続作動装置が作動している場合以外の場合の特別電動役物の作動とは、本規定に掲げる作動契機が発生した後、当該特別電動役物に係る大入賞口が開放等を開始した時から、当該特別電動役物に係る大入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

役物連続作動装置が作動している場合の特別電動役物の作動とは、役物連続作動装置による作動契機が発生した後、当該特別電動役物に係る大入賞口が開放等を開始した時から、当該特別電動役物に係る大入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

特別電動役物が、その作動契機が発生した時に直ちに作動しない場合及び役物連続作動装置による作動契機が発生した時に当該契機による特別電動役物の2回目以降の作動について連続しているものと認識できる程度に中断なく作動しない場合には、役物の作動に係る時間を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該作動は、リ(イ)に抵触する。

遊技機が、特別電動役物と条件装置の両方を作動させる特定の図柄の組合せを設けている場合には、一の特別電動役物と役物連続作動装置に係る別の特別電動役物を同時に作動させる特定の図柄の組合せを設けていると解するため、当該遊技機の特定の図柄の組合せを設けている性能は、(ハ)に抵触する。

#### (1)へ(ハ)

「同時に・・・作動する」とは、2個の特別電動役物が時間的に重複して作動することであると解する。

本規定は、特別電動役物の作動について、役物連続作動装置の作動中又は未作動中にかかわらず、常時満たす条件が定められているものである。

役物連続作動装置がその作動時に2個の特別電動役物を合計10回を超えない範囲で任意に作動させることは、差し支えない。

#### (1)へ(ホ)

特別電動役物と当該特別電動役物の作動により開放等する大入賞口との関係が一对一でない又は変更することが可能である場合には、遊技機が役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

「あらかじめ定められた一の大入賞口」とは、一の特別電動役物の作動により開放等する大入賞口が、遊技機の特長として定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

(1)へ(ハ)

遊技球が、本役物が作動したことにより開放等した大入賞口に、最大入賞数目の遊技球と当該遊技球とは別の遊技球が同時に入賞することは、差し支えない。ただし、本役物が、役物に係る大入賞口の閉じ方がゆっくりである等、当該作動形態を意図的に作り出している場合には、最大入賞数を超える遊技球が入賞することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

(1)へ(ト)

「通じて」とは、特別電動役物の1回の作動により大入賞口の開放等が1回行われる場合にあつては当該開放等の時間を、開放等が複数回繰り返される場合にあつては当該開放等の時間の合計をいうものであると解する。

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

(1)へ(チ)

「通じて」とは、特別電動役物の1回の作動により大入賞口の開放等が1回行われる場合にあつては当該開放等の時間を、開放等が複数回繰り返される場合にあつては当該開放等の時間の合計をいうものであると解する。

(1)へ(リ)

プログラム上の数値等が存在しない等、Nがト(ハ)の式により算出し得ない遊技機におけるNは、継続する可能性のある最大値である。ただし、役物連続作動装置が作動している場合において、大入賞口の1回の開放等の時間が1.8秒以上の遊技機で、複数の特別図柄表示装置を有する遊技機のNは、特別図柄表示装置ごとにト(ハ)の式により算出したNのうちの最大値とする。

値が複数存在する場合のN、R、Sは、それぞれの最大値である。

(1)へ(ヌ)

条件装置の終了とは、条件装置に係る役物連続作動装置に係る特別電動役物に係る大入賞口が連続して開放等している状態を経て、当該状態が終了する時をいう。

役物連続作動装置が作動しているときの特別電動役物の作動の終了とは、当該特別電動役物に係る大入賞口が連続して開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

特別電動役物及び条件装置が、役物連続作動装置の作動終了後に当該役物連続作動装置の作動によって生じたあらゆる動作を原因として、再び作動する性能を持つものである場合には、「その作動を終了」しない性能を持つものであると解するため、当該役物及び装置の当該性能は、本規定に抵触する。

(1)へ(フ)



「特別電動役物が作動している間」とは、(ロ)に掲げる役物連続作動装置の作動時及び未作動時における作動契機が発生した後、当該特別電動役物に係る大入賞口が開放等を開始した時から（開放等した時は含まない。）、当該特別電動役物に係る大入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時までをいう。

遊技機が、「特別電動役物が作動している間」の後に当該作動が終了したことを確認することを可能としない性能を持つ場合には、開放等の時間が「あらかじめ定められたもの」でないと解するため、当該遊技機の当該性能は、(ト)又は(チ)に抵触する。

特別図柄表示装置が、一の特別電動役物が作動している間に作動する場合には、技術上の規格に定められていない特別図柄表示装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、特別図柄表示装置を2個設け、かつ、一の特別図柄表示装置に一の条件装置又は特別電動役物を作動させることとなる図柄の組合せが表示された時から当該条件装置又は特別電動役物の作動が終了する時までの間、別の特別図柄表示装置に対して、

- ・条件装置及び特別電動役物を作動させることとならない図柄で停止し、かつ、そのままの状態を表示を継続する
- ・あらかじめ定められた変動時間の計測を中断した上で、図柄を停止させないという制御を行わない場合には、特別電動役物が作動している間に特別図柄表示装置が作動していると解するため、当該遊技機の制御を行わない性能は、本規定に抵触する。

#### (1)へ(ウ)

「特別図柄表示装置の作動」とは、遊技球が、特別図柄表示装置が作動することとなる始動口に入賞し、又は本規定の「当該四個を超える数の遊技球のうち最初の四個の遊技球」の効果による当該特別図柄表示装置上の図柄の組合せが変動を開始した時から、当該変動が継続している状態を経て、当該変動が終了する時までをいう。

「特別図柄表示装置の作動が終了する時」とは、特別図柄表示装置上の図柄の組合せの変動が継続している状態を経て、当該変動が終了する時をいう。

「特別電動役物の作動が終了」とは、特別電動役物に係る大入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了する時をいう。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

#### (1)へ(カ)

「特別図柄表示装置に図柄の組合せが表示される時」は、「特別図柄表示装置の作動が終了する時」である。

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

遊技機が、図柄の組合せが表示されていることを確認することを可能としない性能を持つ場合には、特別図柄表示装置に図柄の組合せが表示される時までの時間が「あ

らかじめ定められたもの」でないと解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特性として決定されている事項であると解する。

役物の作動等により遊技球が始動口に入賞した時から特別図柄表示装置に図柄の組合せが表示される時までの時間をあらかじめ定めることが困難な場合に限り、当該時間が当該遊技球によって特別図柄表示装置が作動を開始した時から終了する時までの時間であるとするのは、差し支えない。

変動時間を短縮するためのボタン等は、遊技者の意志により「表示される時までの時間」を「あらかじめ定め」ているにもかかわらず任意に調整することを可能とする性能を持つ装置であり、設置してはならない装置である。

(7)の解釈に定める場合を除き、遊技機が、特別図柄表示装置が作動した後に当該作動における図柄の組合せが表示されるまでの時間を変動させる性能を持つものである場合には、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

(1)ト(イ)

遊技機が、役物連続作動装置をプログラム上、構造上その他の事由から2個以上設けていることが判明する場合には、1個を超えて設けてはならない役物連続作動装置を複数設けていると解するため、当該遊技機の役物連続作動装置を2個以上設けている性能は、本規定に抵触する。

(1)ト(ロ)

役物連続作動装置が、特別電動役物以外の役物を直接的又は間接的にかかわらず作動させることを容易にする性能を持つものである場合には、当該役物を作動させることを可能とする性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、本規定に抵触する。

(1)ト(ハ)

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

遊技球が通過することで役物連続作動装置を作動させることとなる「特定の領域」が遊技の都度により変動する又は事前に定められていない場合には、遊技機が役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

なお、当該領域が、複数定められていることは、差し支えない。

役物連続作動装置の作動とは、本規定に掲げる作動契機が発生した時から、当該役物連続作動装置に係る特別電動役物に係る大入賞口が連続して開放等をしている状態

を経て、当該状態が終了する時までをいう。

役物連続作動装置が、作動契機が発生した時に直ちに作動しない場合には、役物の作動に係る時間を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

本規定で定められた以外の作動契機で特別電動役物を連続して作動させることを可能とする装置は、役物連続作動装置ではない。

特定の入賞口、特定のゲート若しくは大入賞口以外の特定の入賞口内の特定の領域が無効又は有効に変動する場合には、遊技機が、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。

#### (1) ト(ニ)

「作動する回数の合計」とは、各々の特別電動役物が作動する回数の合計であると解する。

特別電動役物が2個設けられている場合には、2個の特別電動役物が、役物連続作動装置の1回の作動により作動することは、作動する回数の合計が10回を超える等、他の規定に抵触しない限り差し支えない。

役物連続作動装置に係る一の特別電動役物が始動口への入賞等により別の特別電動役物が作動する時及び当該別の特別電動役物に係る大入賞口が開放等する時に作動している場合には、遊技機が、複数の特別電動役物を同時に作動させる性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、へ(ハ)に抵触する。

役物連続作動装置が作動していないとき、特定の領域を大入賞口内に持つ大入賞口に係る特別電動役物が作動し、大入賞口内の特定の領域を通過することで条件装置が作動し、当該装置に係る役物連続作動装置が作動する場合には、当該特別電動役物の作動は、本規定の作動回数に含める。

#### (1) ト(ホ)

「特定の領域」とは、遊技球が通過することで条件装置を作動させることとなる領域が、遊技の都度により変動してはならず、事前に定められていなければならないことであると解する。

なお、当該領域が複数定められていることは、差し支えない。

可動物が、大入賞口内に設けられ、既に大入賞口に入賞した遊技球の動きを当該可動物で変化させることは、差し支えない。ただし、当該可動物が、役物連続作動装置の未作動時における特別電動役物が作動を開始した時から、大入賞口に入賞した遊技球が遊技の結果に影響を及ぼすか否かが確定するときまでの間、常時一定の動作を継続（一連の動作を繰り返すものを含む。）しない又は誰かが調整することを可能とする性能を持つものである場合には、当該特定の領域を通過する遊技球の数の割合が定められていない性能を持つものであると解するため、当該可動物の当該性能は、本規

定に抵触する。

「常時一定の動作」とは、可動物が電源投入後に動作し続けることであると解する他、

- ・可動物が一定の周期で停まること
- ・役物連続作動装置の作動中（特別電動役物の作動中）に入賞した遊技球の数のうち、一の数を契機として、可動物が一定の動作を行うこと

を含むものである。ただし、当該動作は、遊技の結果に影響を及ぼすものであることにより、主基板にて制御されるものである。

遊技球が通過することで条件装置を作動させることとなる「特定の領域」が遊技の都度により変動する又は事前に定められていない場合には、遊技機が、当該特定の領域を通過する遊技球の数の割合を定めていない性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

なお、当該領域が複数定められていることは、差し支えない。

1回の特別電動役物が作動するとき、複数の遊技球が、大入賞口内の特定の領域を通過することは、差し支えない。このとき「十分の一を超えるものではないこと」とは、通過した遊技球は1個であるとした上で、特定の領域の通過球数が正に10分の1を超えてはならないことであると解する。

特定の領域を持つ大入賞口が、役物連続作動装置未作動時における一の契機で入賞した遊技球が他の契機で入賞した遊技球の落下の方向に何らかの変化を与えることを可能とする構造又は性能を持つものである場合には、特定の領域を通過する遊技球の割合の任意の調整を可能とする構造又は性能を持つものであると解するため、当該大入賞口の当該構造又は性能は、本規定に抵触する。

特定の領域を持つ大入賞口が、役物連続作動装置未作動時における一の契機で大入賞口に入賞した遊技球が特定の領域を通過するか否かが決定される前に、別の遊技球の始動口への入賞により再び開放等する性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない役物の作動を容易にする性能を持つものであると解するため、当該大入賞口の当該性能は、リ(ト)に抵触する。

#### (1) ト(ハ)

役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物の連続作動回数を決定するための装置（以下「特別電動役物連続作動回数決定装置」という。）は、役物連続作動装置の一部である。

特別電動役物連続作動回数決定装置が、あらかじめ定められた一の確率を設けていない又は遊技の都度に確率変動する場合には、Nを定めていない性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、本規定に抵触する。

連続作動回数が

- ・役物連続作動装置の作動時に直ちに決定されない
- ・当該決定が明示されない
- ・当該明示された回数を表す情報が変動する

場合には、遊技機が、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つもの

であると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。このとき、遊技者の技量等により連続作動回数に変動する場合に明示される回数は、特別電動役物が継続して作動することが物理的に可能である最大の回数である。

役物連続作動装置の作動の継続又は終了を特別電動役物の1回の作動により開放等する大入賞口内に入賞した遊技球が通過する領域で決定するために、当該通過領域を設けるための性能が構造上設けられることは、差し支えない。

ただし、当該通過領域が、

- ・遊技の状態によって変動する
- ・無効又は有効となる
- ・当該構造が可動する場合、役物連続作動装置の作動中において、常時一定の動作を継続しない
- ・誰かが調整できる

場合には、遊技機が役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、リ(イ)に抵触する。また、この場合のNは、特別電動役物が継続して作動することが物理的に可能である最大の回数である。

「常時一定の動作」とは、可動物が電源投入後に動作し続けることであると解する他、

- ・可動物が一定の周期で停まること
- ・役物連続作動装置の作動中（特別電動役物の作動中）に入賞した遊技球の数のうち、一の数を契機として、可動物が一定の動作を行うこと

を含むものである。ただし、当該動作は、遊技の結果に影響を及ぼすものであることにより、主基板にて制御されるものである。

役物連続作動装置が、1回の作動に対して1回の特別電動役物の作動のみで作動を終了する場合には、特別電動役物を連続して作動させないことを可能とする性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、特定の領域を複数設け、当該領域ごとの特別電動役物の連続作動回数を決定する構造を持つことは、差し支えない。また、この場合のNは、特別電動役物が継続して作動することが物理的に可能である最大の回数である。

#### (1) ト(ト)

「設定」とは、別表第二(2)ワにいうものであると解する。

役物連続作動装置の作動の終了時ごとに作動確率Mの値を低い値から高い値へ変動させ、又は高い値のまま変動させない抽せん（高確率変動抽せん）を行う場合は、その当せん確率は、あらかじめ定められた一の値（以下この項で $\alpha$ （ $0 < \alpha \leq 1$ ）とする。）である。

作動確率Mの値が高い値のとき、1回の条件装置の作動に係る抽せんごとに作動確率Mの値を高い値から低い値へ変動させる抽せん（転落抽せん）を行う場合は、その当せん確率は、あらかじめ定められた一の値（以下この項で $\beta$ （ $0 \leq \beta < 1$ ）とする。）

である。このとき、Pは

$$(\alpha \times (1 - (1 - MH)^{-\log_{(1-\beta) 2}})) P = \frac{1}{2} \quad (0 < \alpha \leq 1, 0 < \beta < 1)$$

$$\alpha P = \frac{1}{2} \quad (0 < \alpha < 1, \beta = 0)$$

$$P = \infty \quad (\alpha = 1, \beta = 0)$$

である。

高い値のまま一定回数抽せんを行う場合は、その一定回数は、あらかじめ定められた一の値（以下この項で $\gamma$ とする。）である。このとき、Pは

$$(\alpha \times (1 - (1 - MH)^\gamma)) P = \frac{1}{2} \quad (0 < \alpha \leq 1)$$

である。

遊技機が、 $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ を2以上持つ場合には、2を超える作動確率Mを持つものであると解するため、当該遊技機の $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ を2以上持つ性能は、本規定に抵触する。ただし、設定によりMH及びMLの値が異なることにより、設定ごとに異なる作動確率Mの値を持つことは、差し支えない。

高確率変動抽せんを構造物により行う場合の $\alpha$ は、物理的に可能である最大値である1である。

転落抽せんを構造物により行う場合の $\beta$ は、物理的に可能である最小値である0である。

条件装置の作動確率が高い値のまま条件装置が作動する回数に上限を設けている場合のPは、当該上限値と上記の計算値の小さい方である。

なお、上記の場合において、最初に作動した条件装置に係る図柄の組合せに応じた2つの異なる上限値を持つことは、 $\alpha = 1$ 、 $\beta = 0$ であり、かつ、一の上限值に係る図柄の組合せが表示される確率の値をいずれかの上限值に係る図柄の組合せが表示される確率の値で除した商が1/10以上9/10以下であるときに限り、差し支えない。この場合におけるPは、当該2つの異なる上限値のうちの大きい方である。

#### (1) ト(チ)

試験結果が正に10倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触しない。

#### (1) ト(リ)

作動確率Mが当該確率を持つ条件装置を作動契機として作動した役物連続作動装置の作動終了後以外に変動する場合には、遊技機が技術上の規格に定められていない契機で変動させる性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。ただし、設定変更装置が、作動確率Mを変動することは、当該装置が遊技機の性能そのものであることにより、差し支えない。

なお、設定変更装置が作動確率を変動したときの作動確率の値は低い値とすること。

(1) チ(イ)

「自由に送信することができる」とは、遊技が可能な間、いついかなるときでも遊技者の意思により、記録された遊技球の数のうちから全部又は一部の遊技球の数を示す信号を自由に送信することができるものであると解する。

(1) チ(ロ)

「直接操作する場合」とは、遊技者の身体の一部を使用し、遊技機に接触して遊技を行うことであると解する。

なお、遊技者が記録された遊技球の数を示す信号を送信するための操作をした場合に、当該操作により送信された信号の遊技球の数を減ずることは差し支えない。

(1) リ(イ)

技術上の規格に定められている場合を除き、遊技機が、誰かの調整により遊技機の性能を変動させることを可能とする性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

技術上の規格に定められている場合を除き、遊技機が、時刻若しくは電源投入又は特定のゲートの通過回数等の遊技の結果を契機として普通電動役物の作動確率又は大入賞口内の内部構造等、遊技の状態を変動させることを可能とする性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、遊技の結果に影響を与えることとなる遊技機の性能を調整又は変動することを可能とする性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

(1) リ(ロ)

遊技くぎ等の配置が任意の発射速度及び発射強度で発射された遊技球が当該遊技くぎ等に触れることなく、開放等している入賞口に入賞することを可能とする性能を持つものである場合には、遊技機が「入賞口への遊技球の入賞が著しく容易にな」る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

(1) リ(ハ)

開放等が生じた入賞口が開放等が生じていない場合と異なった遊技球の落下の流れを形成し、この結果、任意の入賞口への入賞が容易となる性能を持つものである場合には、遊技機が「入賞口以外の入賞口への遊技球の入賞が容易にな」る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

(1) リ(ト)

遊技機が、電子計算機によるくじの結果を複数記憶する性能を持つものである場合

には、「役物の作動を容易にするための特別の装置」の性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、直接的又は間接的を問わず、役物又は役物連続作動装置の作動を容易にすると認められる性能を持つものである場合には、有形無形を問わず「役物の作動を容易にするための特別の装置」の性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

ト(ホ)にいう「可動物」、及びト(ハ)にいう「装置」及び「機能」は、役物連続作動装置の一部である。

作動確率及び普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率を変動させるための装置を除き、遊技機が、役物の作動に係る図柄の組合せを表示する確率を変動させることを可能とする性能を持つものである場合には、「役物の作動を容易にするための特別の装置」の性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

技術上の規格に定められている場合を除き、入賞口及びゲートが、遊技の状態によって無効又は有効となる、又は誰かが調整することを可能とする性能を持つものである場合には、「役物の作動を容易にするための特別の装置」の性能を持つものであると解するため、当該入賞口及びゲートの当該性能は、本規定に抵触する。

技術上の規格に定められている場合を除き、遊技機が、役物に係る入賞口の動作が遊技の状態によって変動する又は誰かが調整することを可能とする性能を持つものである場合には、「役物の作動を容易にするための特別の装置」を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

## (2)イ(イ)

発射装置は、遊技球の発射に係る装置総体である。

発射装置の個数とは、遊技球に運動エネルギーを与える部分の数のことであると解する。

## (2)イ(ロ)

「直接操作する場合」とは、遊技者の身体の一部を使用し、遊技機に接触して遊技を行うことであると解する。

発射装置が、遊技者が直接操作していないときにその発射強度が0に戻らない性能を持つ場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該発射装置の当該性能は、(1)リ(イ)に抵触する。

## (2)ハ(イ)

「遊技盤」とは、遊技球が自由に落下することができる領域(入賞口の内部を除く。)をいうものであると解する。

遊技盤に到達するために十分な速度がない遊技球が発射装置又は受け皿に戻るための領域(以下この規定において「発射レール領域」という。また、発射レール領域に遊技盤上に打ち出された遊技球が再び入ることを防ぐための装置を「遊技球戻り防止



弁」という。)は、遊技盤でないと解する。

遊技球戻り防止弁がない遊技機における発射レール領域とは、発射レールの終端部分から鉛直方向に延長した仮想線と、発射レール領域に囲まれる部分であると解する。

入賞口に入賞しなかった遊技球が入る入口が遊技盤上の最下部に設ける場合を除き、遊技機が、当該入口が入賞口でないことを明らかにしていない場合には、遊技者が遊技球の発射強度を調整できない性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、(1)リ(イ)に抵触する。

(2)ハ(ロ)

「遊技盤の大きさ」とは、遊技球が落下する範囲の外周であると解する。

(2)ニ(イ)

「入賞口の数」とは、入賞口の入口の数のことであると解する。

入賞口の入口とは、入賞口及び当該入賞口に連なる遊技くぎ等（その間を遊技球が通過できない形で連続配置されている遊技くぎ等）で構成される遊技球の通過面のうち、入賞口から最も離れた位置にあるものであると解する。

(2)ニ(ロ)

2個の大入賞口が開放等しているあるいはしていないにかかわらず物理的に明確に分離されていることが明らかな構造となっていない場合には、遊技機が一の大入賞口の入口の大きさを定めていない構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、(リ)に抵触する。

2個の大入賞口が隣接し、その間に遊技球が通過することが不可能である構造になっている場合には、遊技機が一の大入賞口の入口の大きさを定めていない構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、(リ)に抵触する。

遊技機が大入賞口内に構造物（以下「大入賞口内の構造物」という。）を設けることは、(1)ト(ホ)及び(ハ)に適合する限り差し支えない。

(2)ニ(ハ)

役物の作動により開放等する入賞口が始動口を兼ねることは、(1)で始動口となることを禁止されている入賞口でない限り差し支えない。

可動物が始動口内に設けられ、既に始動口に入賞した遊技球の動きを当該可動物で変化させることは、差し支えない。ただし、当該可動物が、常時一定の動作を継続（一連の動作を繰り返すものを含む。）しない又は誰かが調整することを可能とする性能を持つものである場合には、当該特定の領域を通過する遊技球の数の割合が定められていない性能を持つものであると解するため、当該可動物の当該性能は、本規定に抵触する。

(2)ニ(ニ)

遊技機が、発射された遊技球について物理的に可能などの軌跡をもってしても入賞が不可能である入賞口を設けている場合には、入賞できない入賞口が設けられている構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、本規定に抵触する。

遊技機が入賞口であると誤認する入賞口でないものを設けている場合には、遊技球の発射強度を調整できない性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、(1)リ(イ)に抵触する。

(2)ニ(ホ)

入賞口の入口の大きさとは、入賞口の入口のうち、遊技盤と平行な距離の最大値であると解する。

なお、遊技くぎにおける当該大きさとは、内法であると解する。

(2)ニ(ハ)

第一種非電動役物の作動により拡大した入賞口の入口の大きさとは、遊技盤と平行な距離の最大値であると解する。

(2)ニ(ト)

第二種非電動役物の作動により開放等した入賞口の入口の大きさとは、遊技盤と平行な距離の最大値であると解する。

(2)ニ(チ)

普通電動役物の作動により開放等した入賞口の入口の大きさとは、遊技盤と平行な距離の最大値であると解する。

(2)ニ(リ)

特別電動役物の作動により開放等した入賞口の入口の大きさとは、遊技盤と平行な距離の最大値であると解する。

遊技機が、複数の電動役物に係る入賞口を並列させて同時作動させる構造を持つものである場合には、当該入賞口の入口の大きさが定められていない、かつ大入賞口でない構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、(チ)等、該当する規定に抵触する。

(2)ニ(ヌ)

ゲートの大きさとは、ゲート及び当該ゲートに連なる遊技くぎ等（その間を遊技球が通過できない形で連続配置されている遊技くぎ等）で構成される遊技球の通過面のうち、ゲートから最も離れた位置で遊技盤と平行な距離の最大値であると解する。

(2)ホ(イ)

電氣的又はその他の動力により常に一定の動作を行う可動物は、遊技くぎ等である。

遊技機が、遊技くぎ等以外の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置を遊技盤上に設けている場合には、技術上の規格に定められていない装置を設けていると解するため、当該遊技機の当該装置を遊技盤上に設けている構造は、本規定に抵触する。

遊技機が、電氣的又はその他の動力（風車、その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置に遊技球が衝突したことにより、遊技球が落下の方向とは異なった方向に変化することを除く。）により遊技球を上昇させる装置（上昇させる程度がわずかであって、遊技球の落下の方向を著しく不規則にしないことが明らかなものを除く。）を設けている場合には、遊技球の落下の方向を著しく不規則にする装置を設けていると解するため、当該遊技機の当該装置を設けている構造は、本規定に抵触する。

(2) ホ(ハ)

遊技球を保留するための装置が、当該装置から落下した遊技球が大入賞口に入賞する可能性がある構造である場合には、保留装置ではなく「役物の作動を容易にするための特別の装置」の構造を持つものであると解するため、当該装置の当該構造は、(1)リ(ト)に抵触する。

電氣的その他の動力を用いて、遊技球を停止させた後、遊技球を入賞口に向けて落下させるための装置は、保留装置である。

磁石等で遊技球を吸着する装置で、遊技球を入賞口に向けて落下させるための装置は、保留装置である。この場合、保留装置の個数とは、磁石等の数であると解する。

「入賞口に向けて落下させる」とは、当該装置が遊技球を入賞口に入賞する可能性があるように落下させることであると解する。

遊技機が、保留装置から遊技球が落下する契機の調整を遊技者以外が行うことを可能とする構造を持つものである場合には、遊技者が落下する契機を任意に調整できない構造を持つものであると解し、当該構造が「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、(1)リ(イ)に抵触する。

(2) ホ(ホ)

遊技機が、保留装置の保留を容易にする装置を設けている場合には、技術上の規格に定められていない装置を設けていると解するため、当該遊技機の当該装置を設けている構造は、本規定に抵触する。

遊技盤上の遊技球を重力の作用にかかわらず留めておくことを可能とする装置とは、「遊技球を保留することができる装置」であると解する。よって、当該装置が、保留装置でない場合には、「遊技球の落下を著しく不規則にする特別の装置」の構造を持つものであると解するため、当該遊技盤上の当該構造は、(イ)に抵触する。

(2) ヘ(ハ)

本規定は、遊技球が通過する可能性がある部分について、常時満たす条件が定められているものである。

(2)チ(ハ)

本規定は、遊技球が通過する可能性がある部分について、常時満たす条件が定められているものである。

遊技球が接触する及び接触しないガラス板等（二重ガラス及び表裏両面を含む。）が、凹凸の構造を持つものである場合には、遊技球の落下を著しく不規則にする及び光の屈折率の変化により遊技盤が歪んで見える構造を持つものであると解するため、当該ガラス板等の当該構造は、本規定及び(1)リ(イ)に抵触する。

(2)リ(イ)

遊技機が、遊技球を取り出すことを困難にする構造を持つものである場合には、遊技球を自由に取り出すことを阻害する構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、本規定に抵触する。

受け皿が、獲得したあるいは貸玉によって得た遊技球が遊技者にとって可視的でない、又は遊技機内に取り置かれる等によって容易に取り出すことを可能とする状態でない構造を持つものである場合には、遊技球を自由に取り出すことを阻害する構造であると解するため、当該受け皿の当該構造は、本規定に抵触する。

(2)リ(ロ)

遊技機が、遊技球の数の確認を困難にする構造を持つものである場合には、遊技球の数の確認を阻害する構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、本規定に抵触する。

(2)ヌ(イ)

遊技機が、遊技くぎ等その他遊技盤上に設ける構造で遊技球の衝突により形状等が変化するものを持つものである場合には、耐久性のない構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、本規定に抵触する。

(2)ヌ(ロ)

「図柄の組合せ」は、複数の図柄の組合せのほか、単一の図柄又はランプの点灯も含むものであり、識別することが容易なものである。

「役物の作動が終了するとき」とは、役物に係る入賞口が開放等している状態を経て、当該状態が終了するときをいう。

役物が、その作動契機が発生した時に直ちに作動しない場合には、役物の作動に係る時間を任意に変動させる性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、(1)リ(イ)に抵触する。

遊技機が、役物あるいは役物連続作動装置の作動契機を電磁的記録等により貯留し、任意の契機で当該貯留情報等により役物あるいは役物連続作動装置を連続して作動させることを可能とする構造を持つものである場合には、「記憶する装置」の構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、本規定に抵触する。

(2) ヌ(ハ)

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

設定変更装置が、間接的な操作、遊技の結果又は偶然その他の作用により作動することを可能とする構造を持つものである場合には、「遊技者が操作することができ」る構造を持つものであると解するため、当該装置の当該構造が、本規定に抵触する。

設定変更装置が、設定を切り替え中であることを遊技機外部から認識できない性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能が、(1)リ(イ)に抵触する。

(3) ヘ

「透明」とは、無色透明のことであると解する。

#### 4 「別表第五 回胴式遊技機に係る技術上の規格」関係

(1) イ(イ)

遊技球を使用する回胴式遊技機が規定数を1個とすることは、差し支えない。

遊技機が、規定数を超える遊技メダル等の遊技機内部への投入を可能とする性能を持つものである場合は、規定数を定めていない性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定等、該当する規定に抵触する。

(1) イ(ロ)

「投入」とは、遊技者が遊技メダル等を遊技機内部に入れること及び貯留装置又は遊技メダル数表示装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダル等を遊技の用に供する一連の動作のことであると解する（「貯留装置」における「投入」と意味が違う点について留意のこと。）。

「投入をし」とは、投入に係る一連の動作が完結した時であると解する。

「回胴の上の図柄の組合せが表示」とは、回胴が1回の遊技の結果が確定したことを告知することに必要な時間、回胴の上の図柄を直視できる状態で停止することであると解する。

「図柄」とは、「回胴の上の」との記述により、回胴上に印刷されたものであると解し、投影等により視認されるものとは、「図柄」でないとして解する。

「遊技メダル等の投入」は、「遊技メダル等を遊技機内部に入れ」及び「遊技の用に供する」により、遊技者の意思による行為であることから、遊技機が、投入に係る一連の動作を遊技者の意思によらず自動的に完結させる性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、ヌ(イ)に抵触する。

遊技機が、投入に係る一連の動作が完結していないときに回胴回転装置の作動を可能とする性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない回胴回転装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本

規定に抵触する。また、遊技機が、当該動作の完結と同時に回胴回転装置を自動的に作動させる性能を持つものである場合には、遊技者の意思による行為を阻害する性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

重力により遊技球を遊技機内に取り込む構造を設けている遊技機が、

- ・ 1回の遊技を行うか否かを遊技者が選択することを可能とする性能を持たない
- ・ 遊技者が1回の遊技を行わないとしたときに投入に係る一連の動作中の遊技球を一の操作で全て受け皿に排出することを可能とする性能を持たない

場合には、遊技者の意思による行為を阻害する性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

貯留装置を持つ遊技機が、電氣的動力等により遊技メダルの投入を可能とする構造を持つものである場合には、遊技メダル等を投入して遊技を行う遊技機であるにもかかわらず別表第二(3)ヲ前段にいう「入賞により獲得された遊技メダル等その他投入に係る遊技メダル等以外の遊技メダル等を受けるための装置」の構造を持つものであると解し、技術上の規格に定められていない受け皿に係る構造を持つものであると解するため、当該遊技機の当該構造は、(2)へ(イ)に抵触する。

#### (1)イ(ハ)

「投入」とは、遊技者が遊技メダル等を遊技機内部に入れること及び貯留装置又は遊技メダル数表示装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダル等を遊技の用に供する一連の動作のことであると解する（「貯留装置」における「投入」と意味が違う点について留意のこと。）。

「遊技の結果が得られる時」とは、回胴が全て停止し、図柄に応じた遊技メダル等が払い出され終えた時であると解する。

「投入をし」とは、投入に係る一連の動作が完結した時であると解する。

「投入をする」とは、投入に係る一連の動作を開始することであると解する。遊技機が、本規定に規定される間に遊技メダル等の新たな遊技機内部への投入を可能とする性能を持つものである場合には、「投入をする」ことを可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、投入を完結していない遊技メダル等を遊技者の意思により随時返却することを可能とする性能を持つものでない場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

#### (1)イ(ニ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

「すべての回胴の回転の方向及び速さは一定とし」とは、全ての回胴を通して、回転の方向及び速さが同一であると解する。また、「一定」とは、遊技ごとの変化がな

いものであると解する。

(1)イ(ホ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

(1)イ(ハ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

遊技機が、遊技者による回転停止装置の作動を経ずに回胴の回転を停止させるときに、作動中の条件装置に係る図柄の組合せを停止させる性能を持つものである場合には、遊技メダル等の獲得を著しく容易にする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1)イ(ト)

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

遊技機が、条件装置が作動している遊技において回転停止装置を作動させてから回胴が停止するまでの時間を190ms（(1)へ(ホ)に定める75ms以内で停止する回胴にあつては75ms）以内で任意に変動させ、もって当該条件装置に係る図柄の組合せを表示させる制御を可能としない性能を持つものである場合には、条件装置の作動を阻害する性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

遊技機が、再遊技に係る条件装置が作動している遊技において回転停止装置を作動させてから回胴が停止するまでの時間を190ms（(1)へ(ホ)に定める75ms以内で停止する回胴にあつては75ms）以内で任意に変動させ、もって当該再遊技に係る図柄の組合せを表示させる制御を可能としない性能を持つものである場合には、条件装置の作動を阻害する性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

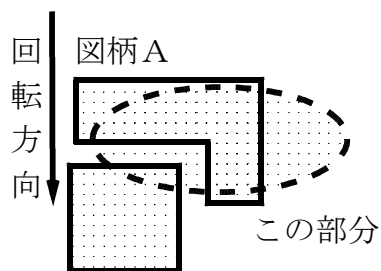
遊技機が、入賞、再遊技、役物及び役物連続作動装置のそれぞれの条件装置の制御を同一としない性能を持つものである場合には、役物の作動を任意に変動させる性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1)イ(リ)

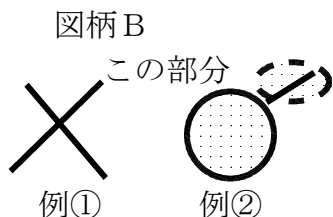
「識別」とは、一の図柄の種類と他の図柄の種類を見分けることが可能であることであると解する。

本規定は、回胴回転装置の作動中はもとより、当該装置が作動していないときにつ

いても、常時満たす条件が定められているものである。



隣接する図柄が著しく近接あるいは重なっているもの及び左図のように回胴の回転方向に対して前後する部分がある図柄は、図柄として識別できないものである。



十分な太さを持たない線等で構成された図柄(例①)や図柄の一部(例②)は、図柄として識別できないものである。

遊技機が、回胴回転装置を作動させるための操作をしてから回転停止装置を作動させて全ての回胴が停止するまでの間に、回胴に対する照明の色若しくは明るさを変動する性能又はガラス板等若しくは回胴上に何らかの図等を投影する性能を持つものである場合には、図柄をおおむね識別することを阻害する性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(イ)

「を超えないもの」、「を超えるものでないもの」とは、あらゆる1回の入賞において1回でも本規定に規定される遊技メダル等を超える払出しを行うことがないものであると解する。

「当該入賞に使用した遊技メダル等の数」とは、当該1回の遊技において投入された遊技メダル等の数をいうものであると解する。

なお、当該入賞が「再遊技」により発生した場合の「当該入賞に使用した遊技メダル等の数」とは、最も近い以前の遊技において投入された遊技メダル等の数をいうものであると解する。

遊技メダル等払出装置が、1回の入賞に対する払出中に停電等の突発事項により障害があったときに改めて当該入賞に対する遊技メダル等の払出しを行う性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものでないと解するため、当該装置の当該払出しを行う性能は、本規定に抵触しない。

(1) ロ(ロ)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特性として決定されている事項と解する。

遊技機が、複数の入賞に係る図柄の組合せが一の遊技で成立するときに払出しを行う遊技メダル等の合計として(イ)に規定される遊技メダル等を超える払出しを行う場合には、技術上の規格に定められていない遊技メダル等の獲得を可能とする性能を持



つものであると解するため、当該遊技機の当該性能が、本規定に抵触する。

入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得される遊技メダル等の数が、同一の図柄の組合せに対して異なっていることは、規定数ごと及び図柄の組合せごとにあらかじめ定められた一の値である限り、差し支えない。

(1) ロ (ハ)

再遊技、役物及び役物連続作動装置の作動は、「入賞」でない。

遊技機が、役物及び役物連続作動装置が作動する図柄の組合せが表示されたときに遊技メダル等の払出しを行う性能を持つものである場合には、入賞していないにもかかわらず遊技メダル等の獲得を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、入賞、再遊技、普通役物の作動、第一種特別役物の作動、第二種特別役物の作動、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動及び第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る図柄の組合せを互いに素にしていない場合には、別表第二(3)ホの規定にかかわらず内部抽せんに当せんせずに図柄の組合せを表示することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、(ニ)等、該当する規定に抵触する。

(1) ロ (ニ)

入賞に係る条件装置が、内部抽せんの当せん又は別表第二(3)ヌで定義されている「第二種特別役物」の作動以外の契機で作動する場合には、技術上の規格に定められていない条件装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、入賞又は再遊技に係る図柄の組合せと、役物の作動又は役物連続作動装置の作動に係る図柄の組合せを2個以上同時に表示することを可能とする性能を持つものである場合には、条件装置が作動せずに入賞又は再遊技が作動することを可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定等、該当する規定に抵触する。

(1) ロ (ホ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

「四百回」とは、一切の延長のない400回の遊技回数をいうものであると解する。

「四百回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う400回の遊技であると解する。

「任意の」とは、試験においてあらかじめ定められていないものであると解する。

試験結果が正に3分の1倍又は2.2倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(ハ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「四百回」とは、一切の延長のない400回の遊技回数をいうものであると解する。

「四百回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う400回の遊技であると解する。

試験結果が正に2.2倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(ト)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「千六百回」とは、一切の延長のない1,600回の遊技回数をいうものであると解する。

「千六百回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う1,600回の遊技であると解する。

試験結果が正に5分の2倍又は1.5倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(チ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「千六百回」とは、一切の延長のない1,600回の遊技回数をいうものであると解する。

「千六百回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う1,600回の遊技であると解する。

試験結果が正に1.5倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(リ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「六千回」とは、一切の延長のない6,000回の遊技回数をいうものであると解する。

「六千回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う6,000回の遊技であると解する。

試験結果が正に0.5倍又は1.26倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(ヌ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「六千回」とは、一切の延長のない6,000回の遊技回数をいうものであると解する。

「六千回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う6,000回の遊技であると解する。

試験結果が正に1.26倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本

規定に抵触する。

(1) ロ(ル)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「一万七千五百回」とは、一切の延長のない17,500回の遊技回数をいうものであると解する。

「一万七千五百回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う17,500回の遊技であると解する。

試験結果が正に1.15倍又は0.6倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触する。

(1) ロ(ヲ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「一万七千五百回」とは、一切の延長のない17,500回の遊技回数をいうものであると解する。

「一万七千五百回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う17,500回の遊技であると解する。

試験結果が正に1.15倍である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能が、本規定に抵触する。

(1) ロ(リ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「六千回」とは、一切の延長のない6,000回の遊技回数をいうものであると解する。

「六千回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う6,000回の遊技であると解する。

試験結果が正に7割(第一種特別役物の割合にあつては正に6割)である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触しない。

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動により作動する第一種特別役物で獲得された遊技メダル等は、「第一種特別役物の作動による」遊技メダル等である。

(1) ロ(カ)

「設定」とは、別表第二(3)へにいうものであると解する。

「六千回」とは、一切の延長のない6,000回の遊技回数をいうものであると解する。

「六千回にわたり遊技を連続して行った場合」とは、連続して行う6,000回の遊技であると解する。

試験結果が正に7割(第一種特別役物の割合にあつては正に6割)である場合には、当該結果を可能とする遊技機の性能は、本規定に抵触しない。

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動により作動する第一種特別役物で獲得された遊技メダル等は、「第一種特別役物の作動による」遊技メダル等である。

(1) ロ(ヨ)

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。

入賞に係る図柄の組合せを複数設けている遊技機がそれぞれの入賞に係る図柄の組合せの数の和が全ての図柄の組合せの100分の11以下であり又は100分の40を超えるものである性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない入賞に係る図柄の組合せの数に係る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

本規定は、役物及び役物連続作動装置の作動時又は非作動時について、常時満たす条件が定められているものである。

図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組合せを用いて算定するものである。

(1) ロ(カ)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項と解する。

(1) ロ(キ)

遊技機が、入賞に係る条件装置と再遊技に係る条件装置を同時に作動させることを可能とする性能を持つものである場合は、技術上の規格に定められていない条件装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

「第二種特別役物が作動している場合にあつては、この限りでないこと。」とは、第二種特別役物作動時には例外的に「再遊技」と「入賞」の条件装置が同時に作動する場合があるが、当該場合でも再遊技と入賞に係る図柄の組合せが同時に表示されることは容認されないというものであると解する。

「作動するものでない」とは、作動することを禁止しているものであると解する。

(1) ハ(イ)

「入賞に係る図柄の組合せを除く」とは、入賞に係る図柄の組合せと再遊技に係る図柄の組合せが同一のものであつてはならないというものであると解する。

「特定の」とは、一の遊技機の特長として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

(1) ハ(ロ)

再遊技に係る図柄の組合せが表示される場合とは、再遊技に係る条件装置に係る「内部抽せん」に当せんしている場合であると解する。

(1) ハ(ハ)

遊技機が、再遊技に係る図柄の配置を偏らせる等、再遊技に係る条件装置が作動し

ているにもかかわらず再遊技に係る図柄の組合せが表示されない図柄配列を設けている場合には、条件装置が作動しても図柄の組合せを表示することを可能としない性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該図柄配列を設けている性能は、本規定に抵触する。

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。

図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組合せを用いて算定するものである。

(1)ハ(ニ)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

「特定の」とは、一の遊技機の特長として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

「作動したとき」、「表示されたとき」、「終了したとき」、「結果が得られたとき」とは、それぞれの条件を表すものであると解する。

遊技機が、a～eまでのそれぞれの条件において再遊技の確率を複数定めることは、73分の10以上である限り、差し支えない。

(1)ハ(ホ)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

(1)ニ(イ)

「特定の」とは、一の遊技機の特長として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

(1)ニ(ハ)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

(1)ニ(ニ)

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。

図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組合せを用いて算定するものである。

(1)ニ(ホ)

「あらかじめ定められた一の値」とは、取り得る値が遊技機の特長として事前に定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止している

ものであると解する。

普通役物と当該普通役物の作動により確率が上昇する入賞に係る条件装置との関係が一对一でない又は変更することが可能である場合には、遊技機が、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1)ニ(ハ)

「作動するものでない」とは、作動することを禁止しているものであると解する。

「他の条件装置」は、普通役物に係る条件装置を含むものである。

(1)ホ(イ)

「特定の」とは、一の遊技機の特長として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

「第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合は、この限りでないこと」とは、遊技機が、第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動しているときに「特定の図柄の組合せ」の表示を契機とせずに作動することができる当該第一種特別役物を設けることは、差し支えないと解する。

(1)ホ(ハ)

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。

本規定は、役物連続作動装置が作動していない場合について、常時満たす条件が定められているものである。

第一種特別役物の作動に係る図柄の組合せを複数設けている遊技機が、それぞれの第一種特別役物の作動に係る図柄の組合せの数の和が全ての図柄の組合せのそれぞれ500分の1、500分の3を超える性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない第一種特別役物の作動に係る図柄の組合せの数に係る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組合せを用いて算定するものである。

(1)ホ(ニ)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特長として決定されている事項であると解する。

(1)ホ(ホ)

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。

図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組

合せを用いて算定するものである。

(1) ホ(ハ)

「あらかじめ定められた一の値」とは、取り得る値が遊技機の特性として事前に定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

第一種特別役物と当該第一種特別役物の作動により確率が上昇する入賞に係る条件装置との関係が一对一でない又は変更することが可能である場合には、遊技機が、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、ヌ(イ)に抵触する。

(1) ホ(ト)

「作動するものでない」とは、作動することを禁止しているものであると解する。

第一種特別役物が複数設けられ、かつ、これらに係る役物連続作動装置が作動していないときに、遊技機が、複数の第一種特別役物を同時に作動させる場合には、技術上の規格に定められていない第一種特別役物の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

第一種特別役物に係る条件装置が、当該第一種特別役物が作動した次の遊技において、なお作動している場合には、技術上の規格に定められていない第一種特別役物の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、ヌ(ホ)に抵触する。

「他の条件装置」は、第一種特別役物に係る条件装置を含むものである。

(1) ホ(チ)

「あらかじめ定められた一の回数」とは、取り得る回数が、遊技機の特性として事前に定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

役物連続作動装置に係る第一種特別役物が、役物連続作動装置の作動が終了した次の遊技において、なお作動している場合には、技術上の規格に定められていない役物連続作動装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該役物の当該性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、第一種特別役物の作動の終了契機を本規定に定める場合又は1回の作動中に12回を超えない回数の遊技の結果を得た場合（別表第二(3)ト）以外とすることを可能とする性能を持つものである場合には、技術上の規格に定められていない第一種特別役物の終了に係る性能を持つものであると解するため当該遊技機の当該性能は本規定又はヌ(ロ)に抵触する。

(1) ヘ(イ)

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度

により変動することを禁止しているものであると解する。

「第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合は、この限りでないこと」とは、遊技機が、第二種特別役物に係る役物連続作動装置が作動しているときに「特定の図柄の組合せ」を表示契機とせずに作動することができる当該第二種特別役物を設けることは、差し支えないと解する。

(1)へ(ハ)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特性として決定されている事項であると解する。

(1)へ(ニ)

第二種特別役物に係る条件装置が、当該第二種特別役物が作動した次の遊技において、なお作動している場合には、技術上の規格に定められていない第二種特別役物に係る条件装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、又(ホ)に抵触する。

「他の条件装置」は、第二種特別役物に係る条件装置を含むものである。

(1)へ(ホ)

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

本規定は、再遊技に係る条件装置の作動時又は非作動時について、常時満たす条件が定められているものである。

75ms以内に停止する回胴が特定の1個以上の回胴でない場合には、遊技機が、第二種特別役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1)ト(イ)

「特定の」とは、一の遊技機の特性として決定されているものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

(1)ト(ロ)

遊技機が、第一種特別役物と第二種特別役物の両方を作動させる性能を持っているという性能を持つ装置を設けている場合には、役物連続作動装置に該当しない入賞を容易にするための特別の装置を設けていると解するため、当該遊技機の当該装置の性能は、又(ハ)に抵触する。

(1)ト(ホ)

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。



図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組合せを用いて算定するものである。

本規定に定められている遊技機が、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動の終了契機を本規定に定める場合以外とすることを可能とする性能を持つものである場合には、当該装置の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1) ト(ハ)

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。

本規定に定められている遊技機は、役物連続作動装置の1回の作動により遊技メダルにあっては225枚を超え、かつ、300枚を超えず、遊技球にあっては1,125個を超え、かつ、1,500個を超えない数のうちからあらかじめ定められた一の遊技メダル等の数を獲得することを可能とする性能を有する遊技機である。

図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組合せを用いて算定するものである。

(1) ト(ト)

「あらかじめ定められ」とは、一の遊技機の特性として決定されている事項であると解する。

(1) ト(チ)

「すべての図柄の組合せの数」とは、図柄の数が一の回胴につきN個の場合、Nの回胴数乗であると解する。

図柄の組合せの数は、回胴ごとに図柄が有効となる停止位置の組合せのうち一の組合せを用いて算定するものである。

(1) ト(リ)

「あらかじめ定められた一の値」とは、取り得る値が、遊技機の特性として事前に定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

役物連続作動装置と当該役物連続作動装置の作動により確率が上昇する第一種特別役物又は第二種特別役物に係る条件装置との関係を変更することが可能である場合には、遊技機が、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1) ト(ヌ)

「作動するものでない」とは、作動することを禁止しているものであると解する。

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る条件装置が、当該第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動した次回の遊技において、なお作動している場合には、技術上の規格に定められていない第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動に係る性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能は、又(ホ)に抵触する。

「他の条件装置」は、第一種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置を含むものである。

(1) ト(ル)

「作動するものでない」とは、作動することを禁止しているものであると解する。

「他の条件装置」は、第二種特別役物に係る役物連続作動装置に係る条件装置を含むものである。

(1) ト(ヲ)

「あらかじめ定められた一の数」とは、取り得る値が、遊技機の特性として事前に定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動終了条件となる獲得される遊技メダル等の数が遊技メダルにあっては300枚を、遊技球にあっては1,500個を超える場合には、当該装置が終了条件を定められていないと解するため、当該装置の定められていない性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、第一種特別役物に係る役物連続作動装置の作動の終了契機を本規定に定める場合以外とすることを可能とする性能を持つものである場合には、当該装置の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1) ト(リ)

「あらかじめ定められた一の数」とは、取り得る値が、遊技機の特性として事前に定められているただ一つのものであり、遊技の都度により変動することを禁止しているものであると解する。

第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動終了条件となる獲得される遊技メダル等の数が遊技メダルにあっては168枚を、遊技球にあっては840個を超える場合には、当該装置が終了条件を定められていないと解するため、当該装置の定められていない性能は、本規定に抵触する。

遊技機が、第二種特別役物に係る役物連続作動装置の作動の終了契機を本規定に定める場合以外とすることを可能とする性能を持つものである場合には、当該装置の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、又(イ)に抵触する。

(1) チ(ハ)

「自由に取り出すことができる」とは、イ(ハ)に定められている「遊技メダル等の投入をすることができない」間を除き、いついかなるときでも容易に取り出すことができることであると解する。

(1) リ(イ)

「自由に送信することができる」とは、遊技が可能な間、いついかなるときでも遊技者の意思により、記録された遊技メダルの数のうちから全部又は一部の遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができるものであること。

(1) リ(ロ)

「直接操作する場合」とは、遊技者の身体の一部を使用し、遊技機に接触して遊技を行うことであると解する。

なお、遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を送信するための操作をした場合に、当該操作により送信された信号の遊技メダルの数を減ずることは差し支えない。

(1) ヌ(イ)

技術上の規格に定められている場合を除き、遊技機が、時刻若しくは電源投入又は任意の図柄の組合せの表示等の遊技の結果を契機として条件装置の作動確率等、遊技の状態を変動させることを可能とする性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能が、本規定に抵触する。ただし、設定変更装置が、遊技機の内部抽せんの確率を変動することは、当該装置が遊技機の性能そのものであることにより、差し支えない。

条件装置の作動に係る確率が、図柄の組合せの表示上の確率と相関関係がないことは、差し支えない。ただし、技術上の規格に定められている場合を除き、遊技機が、再遊技を行わせない性能を持つ場合又は再遊技に係る条件装置の作動時に再遊技となる図柄の組合せを表示することを阻害する（回胴上の図柄の偏った配置を含む。）性能を持つ場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能が、本規定に抵触すると解する。

遊技機が、条件装置が作動している全ての遊技において、回転停止装置を作動させる時間にかかわらず条件装置に係る図柄の組合せを表示させる制御を可能とする性能を持つものである場合には、客の技量にかかわらず遊技メダル等の獲得が容易である性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触すると解する。

遊技機が、最小遊技時間（1回の遊技に要する最小の時間は、4.1秒以上）未満で1回の遊技を終了することを可能とする性能を持つものである場合には、「一分間に

おおむね四百円の遊技料金に相当する数を超える数の遊技メダル等を使用して遊技を」行うことを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触すると解する。

遊技機が、遊技の結果に影響を与えることとなる遊技機の性能を調整又は変動することを可能とする性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

(1)ヌ(ニ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

遊技機が、内部抽せんを1回の遊技ごとに行わない又は条件装置の作動契機が発生した時に直ちに当該条件装置が作動しない性能を持つものである場合は、技術上の規格に定められていない内部抽せん及び条件装置の性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、(イ)に抵触する。

(2)イ(イ)

「直接操作する場合」とは、遊技者の身体の一部を使用し、遊技機に接触して遊技を行うことであると解する。

(2)イ(ロ)

「動揺」とは、振動、回転速度の変化、回転軸の位置の変化等、回胴の上の図柄の判別及びその停止に影響を与える回胴の動き（(1)イ(ホ)に示す回転の動きは除く。）のことでありと解する。

遊技機が、回胴を振動等させることを可能とする性能を持つものである場合には、回胴回転装置を動揺させる性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、本規定に抵触する。

(2)ロ(イ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

「回胴の大きさ」とは、物理的な構造物たる回胴の上の図柄が印刷されている部分の直径及び幅のことであると解する。

(2)ロ(ロ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

回胴の回転軸は、全て一本の直線上に存在するものである。

(2) ロ(ハ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

(2) ロ(ニ)

「識別」とは、一の図柄の種類と他の図柄の種類を見分けることが可能であることであると解する。

(2) ロ(ホ)

「すべての回胴」とは、回胴回転装置で制御される回胴であると解し、演出に用いる回胴等は含まれないものであると解する。

「縦」とは、回転方向のことであり、「横」とは、回転に垂直な方向のことであると解する。

(2) ハ(イ)

「直接停止ボタン等を操作する場合」とは、遊技者の身体の一部を使用し、停止ボタン等に接触して遊技を行うことであると解する。

(2) ハ(ロ)

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

停止ボタン等と当該停止ボタン等の操作により停止する回胴との関係が一对一でない又は変更することが可能である場合には、遊技機が、役物の作動を任意に調整することを可能とする性能を持つものであると解し、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は、(1)ヌ(イ)に抵触する。

(2) ホ(イ)

「図柄の識別を妨げる」とは、図柄を識別することを困難にすることであると解する。

(2) ホ(ロ)

本規定は、回胴の上の図柄を識別する部分について、光の屈折率の変化により回胴に表示された図柄が歪んで見えること等、回胴の上の図柄を識別することが困難になることを防ぐため、常時満たす条件が定められているものである。回胴の上の図柄の識別に係るガラス板等（二重ガラス及び表裏両面を含む。）が、凹凸の構造を持つものである場合には、回胴の上の図柄を識別することが困難となる構造を持つものであると解するため当該ガラス板等の当該構造が本規定及び(1)イ(リ)等に抵触する。

回胴の上の図柄の識別に係らない部分に凹凸を設ける構造とすることは、差し支え

ない。

(2)へ(イ)

「自由に取り出すことができる」とは、いついかなるときでも容易に取り出すことができることであると解する。

(2)ト(イ)

「耐久性を有しない装置」とは、通常の使用環境下（型式試験時を含む。）において、装置の破損、異常な過熱等を起こすものであると解する。

(2)ト(ロ)

「図柄の識別を妨げる」とは、図柄を識別することを困難にすることであると解する。

本規定は、遊技機について、回胴回転装置の作動中及び非作動中にかかわらず、常時満たす条件が定められているものである。

(2)ト(ハ)

「操作」とは、人間が目的物に対して何らかの意図を持って直接的に作用を及ぼすことであると解する。

設定変更装置が、間接的な操作、遊技の結果又は偶然その他の作用により作動することを可能とする構造を持つものである場合には、「遊技者が操作することができ」る構造を持つものであると解するため、当該装置の当該構造が、本規定に抵触する。

設定変更装置が、設定を切り替え中であることを遊技機外部から認識できない性能を持つものである場合には、「遊技の公正を害する調整を行うこと」を可能とする性能を持つものであると解するため、当該装置の当該性能が、(1)又(イ)に抵触する。

(3)イ(イ)

本規定は、遊技機が通常の使用環境下（型式試験を含む。）において、常時満たす条件が定められているものである。

(3)イ(ロ)

本規定は、遊技機が通常の使用環境下（型式試験を含む。）において、常時満たす条件が定められているものである。

(3)ロ

本規定は、遊技機が通常の使用環境下（型式試験を含む。）において、常時満たす条件が定められているものである。

(3)ハ

「透明」とは、無色透明のことであると解する。

図柄の識別に係らない部分に透明でない部材を設ける構造とすることは、差し支えない。ただし、当該遊技機が、当該部材を変動させる等図柄を識別することを阻害する性能を持つものである場合には「図柄の識別を妨げることとなる装置」を持つものであると解するため、当該遊技機の当該性能は(1)イ(リ)等、該当する規定に抵触する。

(3)ニ

本規定は、遊技機が通常の使用環境下（型式試験を含む。）において、常時満たす条件が定められているものである。